

議案第四十六号

港区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年九月十三日

提出者 港 区 長      武   井   雅   昭

港区特別区税条例の一部を改正する条例

港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「区民税の納税義務者が次の各号の一に該当する場合においては、その者」を「次の各号に掲げる者のいずれかに該当する区民税の納税義務者」に改め、同条第一号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第十六条第四項中「第二十二条第一項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（」に、「もの及びその時まで提出された第二十三条第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合にお

けるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

一 第二十二條第一項の規定による申告書

二 第二十三條第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第十六條第六項中「第二十二條第一項の規定による申告書（その提出期限後において」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（」に、「もの及びその時まで提出された第二十三條第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

一 第二十二條第一項の規定による申告書

二 第二十三條第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第二十一條の二第一項中「第十六條第四項の申告書」を「第十六條第四項に規定する特定配

当等申告書」に、「同条第六項の申告書」を「同条第六項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第二章第一節第六款」を「同節第六款」に改める。

付則第二条の四第一項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付則第三条の五の二第一項中「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に、「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

付則第四条第一項中「平成三十九年度」を「平成三十三年度」に改める。

付則第六条第四項中「次項」を「以下この条（第六項を除く。）」に改め、同条第六項中「前三項」を「第三項から前項まで」に、「第五項」を「第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 法附則第三十条第六項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

7 法附則第三十条第七項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月

三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

8

法附則第三十条第八項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車は平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、第五項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

付則第六条の二第一項中「第六項」を「第九項」に改める。

付則第七条第二項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の下に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一 第十六条第四項ただし書の規定の適用がある場合

二 第十六条第四項第一号に掲げる申告書及び同項第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定

を適用しないことが適当であると区長が認めるとき。

付則第十一条第一項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「附則第三十四条の二第四項」を「附則第三十四条の二第一項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第一項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第二項中「平成二十九年」を「平成三十二年度」に、「附則第三十四条の二第九項」を「附則第三十四条の二第十項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

付則第十四条の二第四項中「第二十二条第一項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時までに提出された第二十三条第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

一 第二十二条第一項の規定による申告書

二 第二十三条第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

付則第十四条の三第四項中「第二十二条第一項の規定による申告書（その提出期限後において）を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第二十三条第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

一 第二十二条第一項の規定による申告書

二 第二十三条第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

付則第十四条の三第六項中「第二十二条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第二十三条第一項の確定申告書を含む。）」を「同条第四項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十五条の改正規定及び付則第二条の

四第一項の改正規定並びに次条の規定は、平成三十一年一月一日から施行する。

（区民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の港区特別区税条例第十五条及び付則第二条の四第一項の規定は、平成三十一年度以後の年度分の区民税について適用し、平成三十年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（説明）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十六号）及び地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。